

平成 25 年 2 月 5 日

文部科学省
初等中等教育局
特別支援教育課長 大山 真未 様

リハビリテーション三協会協議会



一般社団法人 日本作業療法士協会
会 長 中 村 春 基
公益社団法人 日本理学療法士協会
会 長 半 田 一 登
一般社団法人 日本言語聴覚士協会
会 長 深 浦 順 一

「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする
児童生徒に関する調査結果について」に対する意見【要望】

日頃より、リハビリテーション専門職の活動にご理解・ご協力いただき、心より感謝申し上げます。
このたび、平成 24 年 12 月 5 日に文部科学省初等中等教育局特別支援教育課より公表された「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」に関し、リハビリテーション三協会協議会の意見を取りまとめました。つきましては、下記の事項についてご尽力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 通常の学級における作業療法士・理学療法士・言語聴覚士の活用
 - 1) 各教育委員会における「専門家チームの設置」について
 - 2) 巡回相談について
2. 保健・医療・教育・福祉等の関係機関との連携
3. 今後の調査研究について

調査報告書 P11～14 「5. 協力者会議における本調査結果に対する考察(3)－①国や教育委員会に求める施策について」では、“各教育委員会においては、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や巡回相談の実施により、各学校が児童生徒の実態把握や望ましい教育的支援ができるよう配慮する必要がある。このほか、医療、保健、福祉等の関係機関との連携も求められる。”とあります。

これらにつきまして、以下に関する意見・要望を述べさせていただきます。

1. 通常の学級におけるリハビリテーション専門職（作業療法士・理学療法士・言語聴覚士）の活用
 - 1) 各教育委員会における「専門家チーム」の設置と、構成員としてリハビリテーション専門職を配置していただきたい。
 - 2) 巡回相談員の実施はさらに強化し、その実績があるリハビリテーション専門職を積極的に採用していただきたい。

2. 保健・医療・教育・福祉等の関係機関との連携について
 - 1) 支援が必要な児童・生徒の中には、医療及び福祉サービスの利用を併用している場合がある為、利用機関に関わっているリハビリテーション専門職が年度当初に個別に学校に訪問し「個別の支援計画」「個別の教育支援計画」の作成に参画できる機会を提供していただきたい。
 - 2) 教員研修においては、特別支援コーディネーター等をはじめ教員全体の質を向上させることが求められております。リハビリテーション専門職の積極的な活用をしていただきたい。

3. 今後の調査研究に対して

調査報告書 P16～18 では、別添として児童生徒の困難の状況が提示されております。

<学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」）>では、・適切な速さで話すことが難しい（たどたどしく話す。とても早口である）・ことばにつまったりする・学年相応の図形を描くことが難しい（丸やひし形などの図形の模写。見取り図や展開図）等。

<行動面（「不注意」「多動性－衝動性」）>では、・手足をそわそわと動かし、またはいすの上でもじもじする。・課題または遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい。・「じっとしていない」、またはまるで「エンジンで動かされているように」行動する等。

これらは、「運動協調における問題」「物品操作に関わる：不器用さ」「言語・コミュニケーション能力の問題」が原因で学習面や生活行動面で困難さを示していると推察できます。是非、今後さらなる研究・分析を継続していただきたく存じます。